## 平成30年度(2018年度)事業計画

(平成30年1月10日、理事会決定)

## 【基本活動方針】

- (1) 社会情勢の変化や法制度の改正等に対応した活動の基盤となる組織の強化・充実を図るとともに、一般社団法人として法令遵守に則り適正な運営に努める。
  - ① 全会員一人一役の基本方針のもと、本会の組織の中心である委員会の充実、個々の能力・知識を活かしながら役割分担を明確にし、地区ブロック会の強化・充実を図る。
  - ② 会員のニーズを把握し、各委員会・センター及び地区ブロックへの参加を促すなど組織運営の向上に努める。
  - ③ 公益事業、収益事業に積極的に取り組み、組織・財政基盤の充実を図る。
  - ④ 一般社団法人として運営・活動を行っているが、法令遵守に則り適正な運営に努めるとともに、公益社団法人化の検討を継続する。
  - ⑤ 事務局体制の強化を図り、円滑な組織運営の充実に努める。
  - ⑥ 関係団体との連携を強化し、ソーシャルケアサービスのネットワークの推進を図る。
- (2) 地域における多様な社会福祉士の役割を明確に提示し、会員の専門性を図るとともに、地域に根ざした社会福祉実践を支援する。
  - ① 会員の専門性を深めるとともに認定社会福祉士制度の支援を図るため、生涯研修センターを 設置し、基礎研修プログラムの充実を図っているが、今後も会員の研修履歴に対応した専門 研修及び各種研修会の充実に努める。
  - ② 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの基幹的センターとしての役割が求められており、各種関係機関・団体等との連携強化に努めながら、地域ネットワークの活動を推進する。
  - ③「ぱあとなあ」機能を強化・充実するため、受託・相談できる会員の増加を図る仕組みや質 の向上を目指しながら、成年後見活動の円滑な推進を図る。
  - ④ 栃木県弁護士会と協同設置した「栃木県虐待対応センター」の運営の充実を図るとともに高齢者及び障害者の虐待・防止の研修会の開催など権利擁護を推進する。
  - ⑤ 生活保護制度の改正や生活困窮者支援制度の本格的施行に伴った対応を、活動・推進状況の 分析をしながら、適時・適切な推進を図る。スクールソーシャルワーカーの社会福祉士の配 置を促進する。
  - ⑥ 社会福祉評価事業等を積極的に推進し、社会福祉の向上を図る。
  - ⑦ 社会福祉士の実践を深めるため、時代の課題を的確に捉え、事例研究をはじめ各種の調査研究を行い、その結果を、「日本社会福祉士会全国大会社会福祉士学会」及び各種学会等で公表し、実践力を高める。
- (3) 社会福祉士の社会的信頼と認知を高め、社会的任用を獲得するとともに制度的任用に向けた 行動を関係機関とともに推進する。
  - ① 福祉人材確保指針に則り、関係機関や行政等に対し職域拡大とあわせ、社会福祉士の待遇改善及び地位向上に向けた働きかけを推進する。

- ②行政等に対し、制度・政策提言の働きかけを促進する。
- ③ 社会福祉士が広く県民や関係機関、行政等に認知されるよう多様な広報活動を一層充実 強化する。
- ④ 倫理綱領の内実化を図り、あらゆる社会福祉実践や行動原理の基本とするようその浸透を図る。
- ⑤ 後進の育成を図るため社会福祉士養成校等との連携を図り、社会福祉士実習指導者養成 講習会の開催など現場実習等の関わりを推進する。
- ⑥ 各種の公的委員会等に参加し積極的発言の機会を図り、社会福祉の向上及び社会福祉士 の認知度を深める活動に努める。
- (4) 医療・保健・介護・福祉関係従事者及び社会福祉士養成校関係者等との連携を深め、ネットワークの拡大を図り、県民の医療・保健・介護・福祉の向上を図る。
  - ① 社会福祉士の専門性は、総合相談(ソーシャルワーク)、権利擁護、ソーシャルネットワーク の三点に要約されるため、広範な医療・保健・介護・福祉従事者・司法・教育・労働及び社 会福祉士養成校関係者等との連携を深める。
  - ② とちぎソーシャルケアサービス共同事務所の所属する関係団体との連携を深め、会員相互の 交流促進及び質的向上に努める。
  - ③ 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を、ソーシャルケアサービス従事者協議会及び保健・医療・福祉関係団体等との連携をしながら推進に努める。

### 【事業活動計画】

基本活動方針に則り、各委員会及びプロジェクトチームは次の事業を行う。

#### (1) 広報委員会

- ホームページ及びメールマガジンの管理運営に努め、県民に向けて本会の活動を幅広く紹介 し、福祉の情報提供及び情報交流を促進する。
- 広報誌の発行により、会員活動の促進を図り、また関係機関への活動紹介並びに他職種及び 県民との情報交流を積極的に促進する。

①発行部数:2,500部

②発行回数:年2回の発行

③発送箇所:会員、福祉関係機関、市町社協及び社会福祉士養成校等

### (2) 権利擁護センターぱあとなあとちぎ

- ぱあとなあとちぎの執行体制の確立を促進する。
- 成年後見人候補者の推薦及び受任斡旋を実施する。
- 成年後見入受任者スキルアップを図るためフォローアップ研修の充実に努める。
- 成年後見人養成研修修了者へのフォローアップ研修を実施する。
- 成年後見入養成研修を具体的な研修計画に基づき実施する。
- 司法機関との更なる連携を深め、受任の円滑な運営を図り、権利擁護を促進する。
- 一般県民を対象にした成年後見制度研修の実施や、成年後見制度に関する各種相談に対する 適切な対応を図る。

# (3) 生涯研修センター

- ①研修部会(基礎研修及び任意研修)
- 生涯研修センターの機能の充実を図り、会員個人の自己研鑽の継続性及び会員相互の連携を 強化し、スキルの専門性と倫理性の向上を促進する。
- 生涯研修センターの運営体制(研修履歴等)の確立を図り、円滑な運営を実施する。
- 認定社会福祉士の養成を積極的に実施するため、各種研修内容の実態(研修内容、研修時間等)を把握し、認定社会福祉士認証・認定機構への研修認証申請を促進する。
- 生涯研修履歴に応じた生涯研修体系を適切に会員に周知するとともに、会員の研修プロセス に応じた研修科目を設定する。
  - ② 礎研修Ⅰ・Ⅱ及びⅢの実施:開催回数 21回
  - ②任意研修の実施:開催回数 2回
- 日本社会福祉士会が実施する生涯研修委員会及び基礎研修リーダー養成研修等に、基礎研修 修了者から選任し派遣する。
  - ①全国生涯研修委員会議:派遣人数 2名
  - ③ スーパービジョン講師研修:派遣人数 2名
  - ④ 基礎研修リーダー養成研修:派遣人数 2名

# ② 調査研究部会

- 県民の福祉現況や福祉ニーズ、社会福祉士の実践を調査し、実践の質を高める。
- 調査研究助成事業に積極的に応募し、これらの調査研究の成果から積極的に新規事業を提案、 関連機関と協力して事業の実施促進を図る。
- 通年で研究テーマを設定して調査研究を行い、研究成果の公表及び学会等で発表する。
- ③ 地域包括ケアシステム部会
- 地域包括支援センター従事者実務研修会の開催により専門性及び運営・企画力を深める。
- 地域包括支援センター従事者の意見交換会及び事例検討会を開催し、センターの問題解決能力を高める。
- 県内市町の地域包括支援センターの連絡協議会の運営の充実に努める。
- 栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会、栃木県看護協会、とちぎケアマネジャー協会との積極的な共同研修を検討する。
- 権利擁護委員会との定期的学習会を開催する。

### ④ 施設実習指導者養成研修部会

- 栃木県内の社会福祉士養成校との連携を図り、県内の施設実習指導者の養成研修を実施する。 (隔年に開催)
- 平成30年度は養成研修終了者へのフォローアップ研修を実施する。

#### (4) 権利擁護委員会

○ 栃木県弁護士会と協同設置した「栃木県虐待対応センター」の選営の充実を図り、高齢者虐 待対応専門職チームの派遣による助言及び研修等、市町等関係機関への専門的支援を実施す る。

- 栃木県(高齢齢対策課)との共催による高齢者虐待対応現任者標準研修や、栃木県(障害福祉課)から受託している平成30年度栃木県障害者虐待防止・権利擁護研修を実施する(平成30年10月、平成31年1月)。また、高齢者虐待対応フォローアップ研修を実施する。
- 障害者虐待対応専門職チームの派遣に向けて、障害者虐待に対応できる会員を募り、事前打 ち合わせや研修を実施する。
- 高齢者・障害者虐待等の事例分析を行い、養護者等の支援プログラムや対応プロセスの研究 調査を実施するとともに、社会福祉士のスキルの向上に努める。
- 会員のみならず非会員も対象に広く権利擁護に資する研修を実施する。

#### (5) 社会福祉評価委員会

- 栃木県社会福祉士会としでの受審評価が高まるよう、確実な実績を積み上げる。
- 地域密着型介護保険サービス事業所の適切な外部評価を実施するとともに、評価者のスキルの向上に努める。
  - ①第三者評価:保育所及び社会的養護施設等 3箇所(予定)
  - ②外部評価:指定地域密着型サービス介護事業所等 20 事業所(予定)

## (6) 総務企画委員会

- 一般社団法人栃木県社会福祉士会の円滑な運営を図るために、事務局と一体的に財政・組織 体制の運営に努める。
- 総会及び理事会等の資料等の作成・運営
- 災害による社会の緊急事態に対して専門職のサービスを提供する際に必要な災害対策は、 「公益社団法人日本社会福祉士会災害対応ガイドライン」に則り社会の安全に寄与する。

РT

- (1) 子ども家庭支援 PT
- 学校内外の児童生徒の不登校、いじめ、虐待等に対応するため、保健・医療・福祉・教育関係者及びスクールカウンセラー等の連携を図り、子ども支援ネットワークの構築を促進するため、各種の研修会を開催する。
  - ①研修会の開催:3回

# 【事務局】

本会事業の円滑な事業運営、積極的な事業の発掘及びソーシャルアクションに対応するため、 専従職員等の配置を行い、事務局体制の基盤強化を図る。

- (1) 会議の開催
- ① 通常総会 年1回開催予算・決算総会(平成30年5月26日(日))
- ② 理事会 月1回開催

- (2) 一般県民からの福祉及び社会保障に関する各種相談に対応するため、各委員会及び会員の特徴を活かした一般相談を実施する。
- (3) 各委員会活動の円滑な事業運営のための調整を図る。
- (4) 一般社団法人としての適正な財政運営を行う。
- (5) 行政等に対して、制度政策提言の積極的な働きかけを行う。
- (6) 各種の公的委員会等に社会福祉士を推薦し、社会福祉士としての発言の機会を図る。
- (7) 日本社会福祉士会及び各都道府県社会福祉士会との連携強化を図る。特に、関東甲信越ブロック管内の社会福祉士会との連携強化に努める
- (8) 日本社会福祉士会との委託業務等円滑な事務執行の促進を図り、事務局体制の効率的事務執行を実施する。
- (9) とちぎソーシャルケアサービス従事者協議会との連携に努める。